

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
1	手すりの取り付け	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。 高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合があるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。
2	手すりの取り付け	設置した手すりが老朽化したため手すりを撤去し、同じ場所に新しい手すりを設置する場合対象となるか。	単に手すりが老朽化したとの理由の場合、支給対象とされない。
3	手すりの取り付け	階段等の左右両側に手すりを設置することは可能か。	基本は片側への設置を想定しているが、身体状況等の理由により両側に設置する必要がある場合は、その理由（麻痺がある、片側の腕にしか力が入らない等）を詳しく理由書に記載する必要がある。
4	段差の解消	上がり框（かまち）の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易ではないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
5	段差の解消	床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。
6	段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機などの設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機などといった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
7	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に段差の解消として支給対象となる。
8	段差の解消	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できる、浴室床と浴槽の底の固定さや浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
9	段差の解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。
10	段差の解消	(住宅改修) 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。
11	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給の対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたリする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転倒する危険性もあるので、工事にあたっては十分に注意が必要である。

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
12	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象となる。
13	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、住宅改修の支給対象となる。
14	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。
15	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、質問のような変更（改修）についても認められる。

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
16	引き戸等への扉の取り替え	引き戸の取り替え工事について、既存の引き戸が重く開閉が容易ではないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。
17	引き戸等への扉の取り替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取り替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合などが考えられる。
18	引き戸等への扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取り替えとして支給対象となる。
19	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取り替えは住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
20	洋式便器等への便器の取替え	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定している為である。洗浄機能のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。
21	洋式便器等への便器の取替え	和式便器の上に腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。
22	洋式便器等への便器の取替え	<p>リウマチなどで膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合などに、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げする工事。 ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合。 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合。</p>	<p>①は支給対象となる。</p> <p>②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。</p> <p>③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。</p>
23	領収証について	領収証は、写しでもよいか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認できれば、写しでも差し支えない。

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
24	工事内訳書について	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。
25	添付写真の日付について	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをされたい。
26	新築住宅の竣工日以降の改修工事について	住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。
27	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。

鎌ヶ谷市介護保険に係る「住宅改修」Q&A

	住宅改修の種類	質問	回答
28	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。
29	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とする。